

令和 7 年 7 月 7 日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 7 日 (月)
14 時 00 分 ~ 14 時 53 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2 階)
- 3 議 事 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件
議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定

出席委員 17 名

1 番 田 悟 敏 子	11 番 渋谷 達 也
2 番 吉 江 秀 一	12 番 西 村 一 成
3 番 石 丸 正 明	13 番 中 田 栄 信
4 番 宮 西 勝 昇	15 番 大 浦 正
5 番 加 賀 谷 良 雄	16 番 福 原 智 子
6 番 木 村 鉄 雄	18 番 山 口 誠 一
7 番 唐 島 隆 夫	19 番 日 光 和 雄
8 番 加 藤 裕	20 番 作 田 昭 一
9 番 山 崎 外 喜 雄	

欠席委員 10 番 和 田 由 美 子 17 番 水 上 龍 二
14 番 山 本 克 博

令和 7 年 7 月 7 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	みなさんどうもお暑い中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。梅雨明けはまだしていませんが、もう夏のような暑い日が続いております。 水の確保もなんか朝から色々私の方へも電話が掛かってきまして、水はどうなっているんだというようなことで、水の話がそろそろ出てくるのかなと思っております。 総会を始める前に新たに小矢部市土地改良区から日光委員さんと荒川地区から作田委員さんが農業委員に任命されましたので、ひと言ずつ自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。まずは日光委員さんよろしくお願いします。
日光委員	この度、昨年の11月に小矢部市の土地改良区の理事になりまして、そちらの方から代表ということで農業委員に選任されて、一生懸命また務めさせていただきたいと思っておりますので、また皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。
作田委員	荒川地区から選出されました、作田昭一と申します。全く知識無い中なので、皆様のご指導を仰ぎながら、少しでも頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。
会長	それでは、ただいまから小矢部市農業委員会 7 月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、17名で定足数、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、和田委員さん、山本委員さん、そして水上委員さんの 3 名でございます。 本日の議事録署名委員を指名いたします。11番の渋谷委員さんと12番の西村委員さんをお願いします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 8 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 2 件 ○議案第 9 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、2 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 2 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 1 筆で、合計面積は〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者である

	かどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	報告させていただきます。 〇〇の〇〇さんが形として、〇〇番地の用地を求められているものでございます。 調査に行って参りまして、畑をすると言われまして、畑をするにしてはちょっと広いのではないかと申し上げました。そうしましたところ、正直なところ私の家周りに家が建ってしまったら暗くなるもので、ここだけ明かりとりにどうしても他の人を入れたくなかったということで、この土地を空き地として、今のところも含めて、周りをよく見えるようにしたかったというのが本心だということでございました。 それで、ただちょっと私が聞きましたところ、結構高い〇〇円という単価で売買されたと、農業委員としてはこれにタッチすることはないんですが、これちょっと大きすぎるなと思って、転売するんですかと直接聞きました。そうすると転売する気はないんだと、この土地を開けておいて、光と眺めを良くしたいということで思い切って買ったというふうに申されました。転売する意識はないと明確に申されました。 では畑をすると言って、農機具等はみんなお持ちですかと、実はこの方から元々〇〇辺りの町の方におられた方なので、多分そういう道具はないだろうと、それで、農具に関しては買い求めて持っているけど、やっぱりおこすとかになったら、ちょっと大変かなというふうに、道具はそこまで大きなものはないという、ただ近所の方におこしてくれと言ったらおこしてもらえるんだということで、それなら農業をできますねということで、お父さんと娘さんの3人家族なのですが、先ほども言いましたように、いつまでできるのかなというような雰囲気もありましたけど、私の方で今それは駄目だという判断は出来かねましたものですから、分かりましたというふうにして下がって参りました。まあ、5～6年はできるのかなというふうな判断であります。 将来的には転売もあるのかなという思いもいたしましたが、当面差し当たっては、こちらの方では許可しないような判定にはならないと思ひまして、了解して帰って参りました。できるだけ農地を続けていって欲しいということで、これも頑張りますというふうに返事していただきましたので、この件に関しては、色々とお考えがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。 どうかよろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。

〇〇委員	これ明り取りということは周りの地番でどれか宅地のところがあるんですか。
〇〇委員	宅地は、1 ページの位置図を見ますと、赤いのが今の該当として、そこに旗竿地みたいになって印があるのが〇〇さんのお家です。
〇〇委員	地番から言ったら〇〇とか〇〇とかいうここか。
〇〇委員	〇〇さんが〇〇だから、その横の角がもう一軒、建ってしまっているわけです。
〇〇委員	なるほど、分かりました。
会長	他にございませんでしょうか。 受付番号2番について質問が無いようですので、続きまして、受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号3番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は〇〇筆で、合計面積は〇〇㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3 ページから4 ページをご覧ください。 この件につきましては令和6年3月にも同じ相手同士で売買されております。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、これについても〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ご報告申し上げます。 位置図3ページを見ていただきましたら、この赤い線で描いてあるのが県境です。そのわずか右側に、歩数にすれば20～30歩入ったぐらいのところにある農地です。で、これは事務局の方からもありましたように、去年の3月時点にも同じ人同士の申請がありました。その時の申請は通って、今、該当の農地は〇〇さんのものになっております。 ただ、〇〇さん自身もう年齢がもう80ぐらいということで、できないと。これは両方、〇〇さんも〇〇さんも、元々は〇〇地区の方です。今、〇〇さんは、〇〇市の〇〇です。〇〇さんは、〇〇の〇〇で食堂をしているということでございます。

	〇〇さんはもうできないしということもあって、それなら、ということで〇〇さんが、去年も申請があったものを買収求められましたが、今回も買収求めてそこら辺一帯を自分のものにしようと考えられております。 場所的には水稲はできるような場所でありませんで、水がちょっと取れないと、ただ畑としては、畑の横まで車が行けるようにしておられますし、何とか自分のときは頑張ってやると〇〇さんも言っておられます。 どうかよろしくお願ひしたいという話もございましたので、今回も前回と同じようにご承認いただければと思います。どうかよろしくお願ひします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	すみません、〇〇さんは今おいくつなんですか。
〇〇委員	この方まだ50代ですけど、今60ぐらいになっているかな。〇〇の近くで食堂をしていると聞いています。
会長	ちなみに、昨年の3月に通した地番は分かりますか。
事務局	地番までは分からないですけど、大体この辺です。
〇〇委員	この横に続いているとは思ふ。
会長	例えば〇〇から〇〇とか、〇〇とか〇〇とか〇〇とか、約〇〇程、前に買われた。だからこれの経営面積、借入れになっているけど、〇〇さんが借入地になっているけど、買われたのなら自作じゃないかなと思います。
〇〇委員	元々は借りていたと思います。
会長	だから、先に〇〇程の分を、もし3月の段階で買われているのなら、これ自作と思いますがどうですか。 借り入れて〇〇ということ、去年の3月に許可取って、自分のものにされたというのなら、自作で〇〇持っておられて、今回また〇〇程買われる。そういうことでいいですか。
事務局	自作に変えていただければと思います。
〇〇委員	だけど、自作か借入か確かめなければ、言っている意味は分かりませんか。

事務局	地目が変わっているのは一応確認したので、台帳が古いのかもしれませんが。
〇〇委員	去年の分はもう所有権が変わってしまっている。
会長	従ってこれは、多分〇〇と言ったら、去年３月に許可もらって、自分のものにされたということでいいんですね。
〇〇委員	去年の分はもう自分のものになっています。
会長	今回新たに、約〇〇の分を取得されると。
〇〇委員	そういうことです。
会長	他に何かご意見ございませんか。 無いようですので、議案第８号について異議のない委員の方の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	挙手多数「異議なし」として、議案第８号については「承認」といたします。 続きまして、議案第９号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第７号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 ２ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、３ページの利用権設定集計にありますように、「１０年以上」の利用権設定が６１件で、合計面積が４２８,３０２.６８㎡であり、新規となっております。「６年以上１０年未満」、「３年以上６年未満」、「１年以上３年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は４ページから５１ページに記載のとおりです。 今回の申請については、〇〇さんが、期限切れのものを全て農地バンクを通されたということで、一応新規となっております。 これらについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第 9 号について異議のない方の挙手をお願いいたします。
全委員	《挙手》
会長	挙手多数。挙手が過半数以上ですので、「異議なし」として、議案第 9 号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了しました。 今回は、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 52 ページ～ 2) 非農地通知について 55 ページ 3) 業務報告・予定 56 ページ その他連絡事項 57～61 ページ
会長	それでは、ただいまの件についてご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	質問いいですか。 この訪問マニュアルですが、先ほど所有者に手紙を出して、農地のままにして欲しいという回答があった人は除外されていますか。
事務局	抜いてあります。
〇〇委員	このリストに上がった人は皆、非農用地にして欲しいっていう意思表示があったということですか。
事務局	全部あったというわけではなくて、リアクションがあった人は、あまりないです。 明確な意思表示した人は市内の方は 34 人が対象になっておりまして、その中から 5 人です。
〇〇委員	返信用の何かを出されたわけか、それで、意思表示してください。そしたら、他の人は答えがない人もいたということですか。
事務局	そうです。

〇〇委員	ということは、訪問しても農地のままにしたいという人もおられるということですね。
事務局	可能性はあります。 案内は送っていますが、これは何ですかから始まる人もいるかもしれません。
〇〇委員	要するに、非農用地だと肯定している人だけじゃないってことですね。
〇〇委員	ちょっといいですか。 〇〇地内で、非農地で結構な数を調査した覚えがあるんだけど、それが今回は無い。地主さんが県外の人だと思うけど。それはどういうことですか。
事務局	そうですね今回、〇〇は上がってないです。でも1か所あります。 県外の方は郵送で送っていますので、県外の方の返答は特には来てないです。
〇〇委員	基本的には地権者の方から非農地に、農地を外してくださいと、農業委員会の方に申請があったと思うのだけど、それで現地確認して、農地じゃないねということで地権者の方へ送って、それで返事が無いということはどういうことですか。
事務局	今回のこちらは個人申請ではなくて、10月にこちらから場所を選定して見に行った、農地パトロールの結果です。時間差がそれなりにありますが、10月に現場を確認していただいたものの結果であります。
〇〇委員	ということは、地権者から申請は無かったということですか。
事務局	そうです、個人申請のものではありません。
〇〇委員	その辺の境はどうするのか。どういう判断基準でやるのか。地権者から申請が無い、無いけれども農地パトロールをするかしないか、要は非農地扱いをするか農地外すかどうかという、その判断する時どんな基準

	でどうするのですか。
事務局	その農地パトロールというものは、皆さん研修も受けられて、お話があったと思うんですけど、農業委員が本来するべき仕事というもののの中に位置付けられておりまして、業務としては市内にあるすべての農地を点検しましょうとなっているものの一つです。
〇〇委員	私が言っているのは建前の話じゃなくて、私らが現地確認に行くときには、農業委員会の、非常勤の人が前もって調べたところに行っている。その判断をどこでしているのか。私らがパトロールに行っているわけではない。その判断の基準はどうしているのか。
事務局	しばらく耕作してない土地とか、農地調査員の方が見に行って、その方の基準ですけど、これは農業委員の方にちょっと見てもらったほうがいいなっていうふうな土地を選定している形です。
〇〇委員	それはどんな基準でやっているのか。中山間の方へ行くと、5年、10年荒れているところがたくさんある。それでどういう基準でピックアップしているかと聞いています。
事務局	農地台帳で選定しています。
〇〇委員	農地台帳とか野帳で、もう十何年も作ってないような農地はたくさんある。そんなことはどうやって振り分けているのか。まして、地権者が申請するなら分かるが、地権者の申請も無しに、農業委員会の方で振り掛けて周っているところは結構あると思うけど、私はその基準を聞きたいです。
事務局	今度の農地検討委員会でも、また協議すると思いますが、何年か前に回ってまた見て変わってなさそうな農地だったりとか、農地調査員の方が見て酷いなという農地とかを選んで見て回る予定ですので、また今年もよろしくお願いします。
〇〇委員	では農地検討委員会でこの続きを話すのですね。
事務局	そうですね。

〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	今の話のついでですが、去年パトロールしたところ、ちゃんと作ってあるところ、耕作してある水田をパトロールした。あらかじめ資料をもらって、おかしいな、こんなところに無いはず、ちゃんと農地として使っているのに何でそういうところをやるのかなと思って、間違っているのかなと思って、同じ在所の人にこの地番ここで本当に合っているのかと、実は聞いて歩いた。そうしたらそこはちゃんと作っている。 ということは、さっきの判断基準、何年か前に、確かによく考えたら2年程前にそこは作っていなかった、ただし今年は作っている、去年調査したときに。だから、どこかの時点を見てピックアップしたんじゃないかなと思った。ただしパトロールしてという者にしては、ちゃんと作ってあるのに、初めなかなか理解できなかった、何でここが非農用地だということが。だからやっぱり、どういう基準でやるかというのは大事だと思う。 特に中山間地は、同じ地権者で荒れているところ、ここが非農用地で同じよう荒れているところが違うという、そういうことがあり得ると思う。そしたら、何でここが非農地でここが農地なんだとそういう話になる、同じ地権者でなっていく可能性がある。 我々にこれを持って行って説明してほしいと言うのだから、持って行ったら、何で俺のところのここ非農用地でこっちは農地なんだと、同じ地権者だったら、同じような荒れた状態で同じような条件じゃないかというようなリアクションがある可能性があると思う。 だから、どういう基準で私らに見に行ってもらいたいと言っておられるのですかという疑問が出てくることは当然だと思う。何で事務局が、こっちは非農用地でここ同じのあるぞとかいう例、順次やっているんですとか答えればいいのだけど、そういうリアクションの可能性は多分にあると思う。 質問ですが、訪問するリストがありますが、例えば〇班はここまでと書いてあります。〇〇地区在住〇〇に住所のある人を書いてありますが、そういうふうに分けたということですね。というのは去年見たら土地は〇〇だけど、住所が〇〇の人が1人いました。確か〇〇という人じゃなかったかな、それは〇〇さんと一緒に行ったから、現場をご存じだからだと思うのですが、住所で分けてあるということですね。

事務局	はい。
会長	今、選定の話が出ていましたけれども、今年もまた農地検討委員会で、今年度調査をしていくようなところはまた検討はするわけですけど、これまでのものは、野帳において3年耕作してないところをリストアップして、その中で絞り込んでいる。だから、その3年間の間で今年になって復活されたというのなら、それはそれで作ってあるから耕作していますよというパトロールの結果でいいかと思うんです。3年連続で何も作ってないとかいうことで、リストアップしていった経過があります。
〇〇委員	〇〇さんの言う、同一の地権者で発生してもしょうがないということですね。
会長	そういうことはあります。現実で特に山の田を見ていると、同じ地権者でも下の方だけは作っているけど上の方は全然作ってないということがやっぱり結構ありました。
〇〇委員	1つは今回のこれになりますが、まだ耕作放棄地にならないものもあるということですね。
会長	綺麗に管理されているから、放棄地とは言えないんじゃないかというような。
〇〇委員	〇〇さんとご一緒させていただいたときには、そういう方から、あそこをあげて欲しいなということをおっしゃっていた方もみえましたよね。
会長	そういったような点で、やはり検討委員会ではリストアップはしますが、現実に見てやっぱりそういうところも農業委員として判断してきて、地権者とそういったような話もするということが必要ではないかなというふうに感じますけども。
〇〇委員	一つだけ私の地区のある方からお話があったんですが、まあ人件費の高騰等を含めて、当然いろいろ作業とか、いろんなものを価格明示されますよね。

会長	参考資料としてです。
〇〇委員	それでここ数年、苗の価格が全然上がってないんだけど手間隙かかっていると、また是非そういう形で進めるには委員会さんの力を借りないとどうにもならないんじゃないか、ということをおっしゃっている方もあったとこの委員会でお話しておきます。
会長	はい、わかりました。その部分は県の農業会議で言っておきます。県の資料に基づいて今の原案を作っているのですから、その中で今、〇〇委員さんが言われたような資材の高騰分をどう反映させるかということは考慮してほしいと。
〇〇委員	その中に特に苗を販売している方だと思うんですけども、上がらないとおっしゃっていました。 その方は上げてほしいという言い方をされていました。委員会の采配では無いですね。
会長	基本は、小作料も含めて参考資料として明示しています。
〇〇委員	すいません。令和6年度から令和8年度までの標準料金、これは明示されていますが、これはやっぱり8年度まで、今年度は含まれるけどね、この単価で令和6年度は、標準単価としてこれを載せてあると、オペレーターとか。
会長	令和7年度の予定としてです。
〇〇委員	だからこれは令和6年度から8年度までの分を標準単価として提示してあります。
会長	一応基本3年の中で、よっぽどのがあれば調整し見直すということです。
〇〇委員	育苗の標準単価が3種類あるということですか。
会長	元々稚苗と精米と予約外の3種類あります。

会長	他にございますか。 無いようでしたら、本日の案件については終了しましたので、総会を閉会したいと思います。 閉会后、各班に分かれまして日程調整等をお願いしたいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さん、お願いいたします。
職務代理	本日は暑い中総会に参加していただきありがとうございました。 暑い日が続きますけども、熱中症に気をつけて水分等をしっかりと取って農作業等をしてください。またこの訪問ですが、交通ルールをきちんと守って安全運転で各家へ訪問してください。 これにて本日の総会を終わります。
会長	ご苦勞様でした。
－ 7 月総会終了－	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年7月7日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員

11 番 渡 谷 達 也

12 番 西 村 一 成